委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○ 知事 ● 市区町村長等		
2. 都道府県名	福島県		
3. 市区町村名	下郷町		
4. 届出番号	2		
5. 独自利用事務の事例番 号	57-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://town.shimogo.fukushima.jp/mainanba-dokujiriyoujimu/		

執行機関名 下郷町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		下郷町個人番号の利用に関する条例 別表第1(第4条関係) 第1の項 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)	下郷町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成12年3月14日条例第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の <u>福祉</u> の <u>増進を図る</u> ことを目的とする。	この条例は、ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のない児童に対し医療費の一部を助成することにより、その健康と <u>福祉</u> の <u>増進を図る</u> ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成12年3月14日条例第3号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第2条			
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭医療費助成受給資格の登録申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>			
特定個人情報1					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条第3項第4号			
②情報提供者	市町村長	市町村長			
③提供を求める特定個人情 報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	当該請求を行う者若しく助成受給者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係 る道府県民税関係情報			
特定個人情報2					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第2条			
②情報提供者	市町村長	市町村長			
③提供を求める特定個人情 報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該請求を行う者若しく助成受給者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報			

備考	
/佣-/与	